



まいつきだい きんようび 毎月第3金曜日は

かわにしし じんけん 川西市の「人権デー」です

問い合わせ 障害福祉課 電話：072-740-1178 ファクス：072-740-1311

がつ にち しゅわげんごじょうれい しこう 4月1日に川西市手話言語条例を施行しました

手話は、音声言語である日本語と同様に一つの言語であり、ろう者にとっては、自分自身を表現できるかけがえのないものです。手話は、長い間言語として認められず、使用できる環境が整えられなかったことから、ろう者は、十分な情報保障もなされず、多くの不便や不安を感じながら生活してきました。

手話は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法により言語として位置付けられていますが、いまだ手話に対する理解が十分ではありません。手話やろう者に対する正しい理解を広めていくとともに、手話を使用できる環境を整え、広く普及していくことが求められています。

手話通訳者・要約筆記者を派遣

聴覚障がいや音声・言語障がいがある人の円滑な意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。詳しくは障害福祉課へ。

- 手話は、言語であることを認識する。
- 手話及びろう者への理解並びに普及を促進する。
- 手話を使って生活を送ることができる環境を整える。

市の役割

手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を推進します。

市民の役割

手話及びろう者に対する理解を深め、手話の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力するよう努めます。

事業者の役割

手話及びろう者に対する理解を深め、手話の普及及び利用の促進に関して市が推進する施策に協力するよう努めます。ろう者が利用しやすいサービスを提供するとともに、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めます。

手話に関する取り組み

手話に関する取り組みについては、市ホームページに掲載しています。詳しくは市ホームページへ。



総合センター人権啓発ビデオ上映会

- ★12月16日(金)・午前10時～・午後1時～・午後4時～
- 「風の匂い」(34分) テーマ：障がい者の人権
- ★1月18日(水)・午後3時30分～ (35分)
- 「きみがたいせつ 子どもオンブズパーソンからのメッセージ」
- ★1月20日(金)・午前10時～・午後1時～・午後4時～
- 「無知を許さず」30分 テーマ：人権擁護
- <会場> 総合センター (TEL758-8398)

特設人権相談

予約優先/無料

- とき 12月18日(金) 午後1時～4時
- 1月20日(金) 午後1時～4時
- ところ 川西市役所3階8番の
人権推進課で、人権擁護委員による
相談をお受けします。
- ◇問い合わせ
TEL740-1150 人権推進課